

厚生労働省岩手労働局発表
令和8年3月27日（金）

【照会先】
岩手労働局職業安定部職業対策課
課長 川村 浩悦
地方障害者雇用担当官 中道 貴弘
電話 019-604-3005

令和7年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 県内の市町村等の機関への適正実施勧告の実施について

○ 市町村等の機関については、障害者雇用促進法において、雇用状況に改善が見られない場合、適正実施を勧告できることになっており、令和7年度においては、1機関に対し、適正実施を勧告しました。

<市町村等の機関への適正実施勧告>

市町村等の機関については、令和6年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和7年1月1日を始期とし令和7年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した4機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、1機関において一定の改善が見られなかったため、適正実施勧告を行いました。

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇いを促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率以上の障害者の雇いを義務付けています。

法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関し、勧告（適正実施勧告）することができることとなっています（第39条第2項）。

市町村等の機関に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	1 機関
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	2 機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となった機関	1 機関
合 計	4 機関

} 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施

【勧告の対象となった機関】

※金ケ崎町

市町村等の機関に対する雇用率達成指導の流れ図
(厚生労働大臣が指定する教育委員会を除く)

○令和6年6月1日

法定雇用率未達成

○令和7年1月1日

障害者採用計画の作成・実施
(1年間の計画)

○令和7年12月31日

障害者採用計画の期間満了

○令和8年3月

適正実施勧告

[計画の終期において
基準(※)に該当する場合]

(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。